

石狩市の除排雪のルールや雪対策などを紹介します



みんなで守ろう除排雪のルールやマナー

昨シーズンの冬は、平年の2倍以上の積雪となるなど、記録的大雪に見舞われたことから、市民の皆さまから除排雪に関しての苦情や問い合わせを数多くいただきました。市としても必要な対策を講じてまいりますが、その中には、一人ひとりが除雪するときに気を付けていただくことで、解決する問い合わせも少なくありません。そこで、市民の皆さまが冬の暮らしを快適に過ごすために、守って欲しいルールやマナーについて、わかりやすく紹介いたします。

除雪センター 除排雪作業のお問い合わせは各地区の除雪センター（24時間対応）へお願いします

担当地区	担当業者	センター所在地	電話番号
①花川・樽川・花畔・緑苑台	花川産業・花川重機・酒井建設・石建・産共 特定共同企業体	花畔140-12	0133-77-5151 FAX 0133-77-5152
②新港西	株式会社酒井組	八幡2丁目132-5	090-8897-8210（日中） 0133-62-8009（夜間）
③新港南・新港中央	機械開発北旺株式会社	新港南1丁目28-9	0133-64-2157
④本町	株式会社酒井組	八幡2丁目132-5	070-4400-1755（日中） 0133-66-3103（夜間）
⑤八幡・高岡・北生振・美登位・緑ヶ原・虹が原	朝日建設運輸株式会社	八幡1丁目459-28	0133-66-3336
⑥生振	マルウロコ酒井建設工業株式会社	生振475-7	080-8059-1000
⑦厚田・安瀬・別狩・小谷・古潭・押琴・嶺泊	厚田産業株式会社	厚田区厚田51-18	0133-78-2512
⑧望来・聚富	株式会社沢田建設工業 厚田事業所	厚田区小谷177-1	0133-62-8207 0133-78-2025（日中）
⑨浜益・川下・柏木・昆砂別・送毛・濃脛・実田・御料地・雄冬	岸本産業株式会社	浜益区柏木87	0133-79-3233
⑩群別・幌・床丹・千代志別	聖太産業株式会社	浜益区群別596-49	0133-79-3201

※道路維持業務・除排雪業務は石狩市道路維持事業協同組合（☎ 77-5582 日中）で行っています。



雪出しの何がいけないんだ？

① 道路への雪出しはやめましょう！

道路へ雪を出すと、雪山が大きくなることで道幅が狭くなったり、除雪車が真っ直ぐ走れず、道路が蛇行するなど、車や歩行者の通行に支障を来します。



雪出しの
いけないケースを
わかりやすく
紹介していくよ



ケース 1

除排雪作業中の雪出し

除排雪作業中に皆さまのおうちの敷地などから雪出しを行うと、作業が遅れたり、事故の原因となるなど大変危険です。また、除雪車に乗っている作業中のオペレーターに声をかける行為も、地域の除雪が遅れて、みんなに迷惑が掛かってしまいます。絶対にやめましょう！

声を掛けられると
作業が進まないよー！

除雪が来るから
雪をもっていって
もらおう♪

危ないっ!!



せっかく広くしてくれたのにー
バスや車がすれ違えなくて
渋滞になっちゃうよ！

雪を押す場所がないし
みんな出してるから
私も出そう♪



ケース 3

道路上への雪の堆積

除雪車がかき分けて行った間口への置き雪や、おうちの敷地からの雪を道路上に出して雪山にする光景が見られます。民間の排雪業者へ依頼をするために一時的に堆積をしていても、道路が蛇行して車や歩行者の支障になってしまう場合があります。除雪車が真っ直ぐに走れずに、ご近所の迷惑となってしまいます。絶対にやめましょう！



ケース 2

バス通りなどへの 雪出し

雪で狭くなった道路の幅を広げたあと、広くなった道路に重機やママさんダンプで雪出しを行うと、せっかく広がった道路が狭くなってしまって、車が渋滞したり、バスが通れず運休になることもあります。絶対にやめましょう！

道路にはみ出しそぎて、
真っ直ぐ走れないよー
もっと道路脇によせて！



除雪がきれいに
できないよ！

知っていますか？「道路への雪出し」は道路交通法違反です

上記のケースのような道路は、ご近所からの苦情が大変多くなっています。物件(雪)をみだりに道路に置くなど、道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがある行為は、法律違反で、罰則があります。絶対にやめましょう！

② 除排雪作業の支障となる 路上駐車はやめましょう！

路上駐車は除排雪作業の大敵です。車道や歩道上に1台でも車両が放置されると除排雪作業を中断せざるを得ない場合があり、ご近所に大変な迷惑となります。



知ってますか？「路上駐車」は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反です

道路上の場所を自動車の保管場所として使用したり、道路上の同一の場所に長時間駐車したりする行為は、法律違反で、罰則があります。また、冬期間の道路の通行や除雪の妨げとなる「迷惑駐車」を防止するための「石狩市冬期迷惑駐車等の防止に関する条例」に基づき、**違反する車には、ステッカーを取付けてお知らせします**。悪質な場合には、警察等に車両番号を報告することもありますので、絶対にやめましょう！

③ 置き雪の処理は 各ご家庭でお願いします

除雪作業は深夜から朝方までの限られた時間で終わらせるにあればいけないため、道路脇に雪をかき分けながら進むので、どうしても各家庭の玄関先には置き雪が残ってしまいます。これらの雪の処理は、道路脇の通行に支障のない箇所に積み上げるなど、皆さまのご協力をいただいています。

ワンポイントアドバイス！

ご自宅に雪の置き場がなくなった場合は、雪を踏み固めると山が低くなり、さらに置けるようになります。それでも、置く場所がない場合は、民間の排雪や融雪槽の設置をご検討下さい！



市では民間除排雪業者等の紹介や斡旋は行っておりません

④ 庭木やフェンス、ゴミ箱などの破損対策をお願いします

大雪が降ると道路脇にも雪が積み上げられ、融雪期には、雪の重みで庭木が折れたり、フェンスや塀が壊れる事例が見られます。また、道路敷地内に物がはみ出していると、除排雪作業の支障になり、破損させてしまう恐れもあります。雪が降る前に、道路にはみ出している庭木の枝の処理やゴミ箱の片付けをお願いいたします。また、庭木やフェンスは直接雪の重みが掛からないよう養生するか、融雪期の前にかぶっている雪を取り除き、周囲の雪との間に溝を作るなどの対策をして破損を防ぎましょう！



フェンスや庭木が破損する前に雪を取り除きましょう

⑤ 市や除雪センターへのお問合わせ

大雪の時は除雪が遅れたり、市民の皆さんにご不便をお掛けすることもあり、除雪の苦情・お問合わせが市や各除雪センターに大変多く寄せられます。ときには、罵声を浴びせられたり、長時間に及ぶ苦情もあります。このような苦情・お問合わせが多くなりますと、対応が遅れることにつながります。市民の皆さんには、作業中のお問合わせを出来るだけお控えいただき、スムーズな除雪作業を進めることへのご理解とご協力をお願いいたします。



除排雪作業の主な種類を説明するよ



新雪除雪(車道・歩道)

- 目安として 10cm 以上の降雪があり、そのあとも降り続けると予想されるときに道路の雪を左右に寄せる「かき分け除雪」を行います。
- 朝の通勤通学時間までにすべての道路の除雪を終わらせるため、道路脇に雪を寄せます。
- 歩道は、全て行うわけではありません。歩道ロータリー除雪車が通れる幅の歩道について行います。



路面整正

- 車が安全に走行できるように、段差や凸凹の雪を削り、平らにします。
- 凸凹を削った雪は、硬く重たいので、ご家庭の出入口の前には極力置かないよう配慮します。



拡幅除雪

- 幹線・準幹線道路で新雪除雪や路面整正により、道路幅が狭くなったときは、道路脇の雪を積み上げ、車や歩行者が通行できる幅を広げる作業をします。



排雪(幹線・準幹線・生活道路)

- 除雪や路面整正、拡幅除雪で道路脇に寄せた雪をトラックに積み、雪堆積場へ運びます。
- 幹線・準幹線道路は、雪の状況により、1シーズン複数回行います。
- 生活道路は1シーズン1回です。



石狩市の大雪時の主な対策

石狩市では、昨年度の経験を踏まえて、
大雪の基準を設け、
「短期的な大雪」と「長期的な大雪」の
ケースに分けて、対策を行うことにしたよ！

令和3年度は記録的大雪となり除排雪作業に遅れが生じ、市民生活に影響を及ぼしました。このことから市では、大雪時の対応として
「Case 1：短期的な大雪」、「Case 2：長期的な大雪」の
2つの大雪除排雪体制を設けました。今後は冬を快適に過ごすための大雪時の対策として実施していきます。



大雪の判断基準と対応策



大雪除排雪体制へシフトすることが決定した場合は、ホームページや石狩市LINE公式アカウントなどで情報提供を行います。

Case 1 短期的な大雪の判断基準

- ① 一度に 20cm 以上の降雪があり、なおも降り続く予報のとき
- ② 2日以上連続して 10cm 以上の降雪があったとき
- ③ 暴風雪、大雪警報が発表されたとき



大雪除排雪体制 [Case1：短期的な大雪]

① 大雪時の除雪の優先順位

- ・幹線道路は、優先度の高いバス通りなどの重要路線の除雪を実施します。
- ・歩道は、利用頻度が高い路線を優先的に除雪します。

大雪が降った時は優先順位を決めて除雪をするってことだね！



② その他大雪時の除雪体制

- ・郊外の荒天時危険路線は、一時作業を中断して通行止めにするなど、速やかに危険を回避する措置を実施します。

③ 大雪時の各地区間の応援体制や連絡体制強化

- ・除排雪業者間の連携による除雪を実施します。
- ・連絡体制強化やGPSシステムの活用により、除雪が遅れている路線を把握し、早急な対応を実施します。
- ・市役所のパトロール班を増強し、的確な作業指示を実施します。

④ 関係各所との連携

- ・中央バスや市役所の交通を担当する部署と連携し、バスの定時運行確保を目指します。
- ・市役所のごみ収集を担当する部署と連携し、ごみ取集業務に影響のある路線の早期対応を実施します。
- ・石狩消防署と連携し、緊急車両の通行に影響のある路線の早期対応を実施します。
- ・教育委員会と連携し、通学路の除雪状況について共有し、児童・生徒の安全を確保します。

Case 2 長期的な大雪の判断基準

① 過去5年平均の積雪深を概ね 20cm 以上超える期間

ザクザク路面と排雪の対策を強化するよ



大雪除排雪体制 [Case2：長期的な大雪] ※[Case1]の対策を講じつつ、主に圧雪管理と排雪作業の取り組みを強化

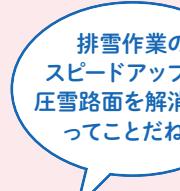
① 大雪時の圧雪管理

- ・幹線道路は、雪の壁が高くなる前に排雪を実施します。
- ・準幹線道路は、生活道路のザクザク路面処理の一時堆積場所としての利用を見据え、学校グラウンドなどを利用した排雪を実施します。
- ・生活道路は、公園や準幹線道路などへ一時堆積を行なうなど、早期の圧雪路面解消を図ります。

昨シーズンは、道路がザクザクで大変だったよね



排雪作業のスピードアップで、圧雪路面を解消するってことだね！



② 大雪時の排雪作業の対応

- ・除排雪業者間の応援体制について連携を図り、排雪作業のスピードアップを図ります。
- ・国などへダンプトラック支援を要請し、排雪作業のスピードアップを図ります。
- ・緊急雪堆積場として公園・グラウンド・調整池などを利用し、排雪作業のスピードアップを図ります。
- ・交通量の多い日中にも幹線道路の排雪を実施します。



石狩市除雪センター区域図

令和4年度 石狩地区除排雪区域図



令和4年度 厚田区除排雪区域図



令和4年度 浜益区除排雪区域図



詳しい情報を
除雪や雪に関するよ！
発信しているよ！



(情報提供期間
12月1日～3月下旬)



石狩市公式
ホームページ



花川・樽川・
花畔・緑苑台
除雪センター
ホームページ

石狩市 LINE 公式アカウント
～除雪情報の配信～

石狩市 LINE 公式アカウントをともだち登録していただくと、配信設定にて除雪情報を知りたい地域の通知を受信できるようになります。

- ・期間 12月1日～3月下旬まで
- ・令和4年12月1日より配信開始予定



石狩市 LINE
公式アカウント

・詳しくは石狩市 HPまで

石狩市建設水道部
都市整備課 維持担当
TEL 0133-72-3138

発行日：令和4年12月1日



雪堆積場

○場内整備や気象状況、降雪量によって、利用時間中でも閉鎖する場合があります。
○搬入予定量に達した堆積場は、閉鎖する場合があります。

新港雪堆積場

石狩市新港中央1丁目390番1
☎ 0133-77-5151



八幡雪堆積場

石狩市八幡1丁目54-2番地先
☎ 0133-66-3336



本町雪堆積場

石狩市弁天町地先
☎ 0133-66-3103

